

地方分権一括法における検討の経緯 (地方公共団体側からの審査申出等部分抜粋)

地方分権推進委員会第4次勧告—分権型社会の創造—(抄)
(平成9年10月9日)

第3章 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

II 国と地方公共団体との間の係争処理手続

1 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

(2) 審査の申出

- ① 地方公共団体の長又は行政委員会(以下「地方公共団体の長等」という。)は、地方公共団体に対する国の関与に不服がある場合、国地方係争処理委員会に対して、審査の申出をすることができる。

ただし、法律に特別の定めのある場合及び地方公共団体がその固有の資格において関与の相手方となるものではない場合は、この限りではない。

* 地方公共団体がその固有の資格において相手方となるものでない関与に関する不服は、行政不服審査法に定める不服審査手続により処理されるものとする。

2 裁判所における訴訟及び判決

(1) 訴訟の提起

① 地方公共団体の長等の訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するときは、一定の出訴期間内に、関与(事前協議等を除く。以下同じ。)を行った国の行政機関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え(関与の取消しの訴え等)を提起することができる。

* 審査申出前置とする。なお、当該審査申出は、適法な審査申出でなければならない。

* 国が合意(又は同意)、許認可等をしない場合については、地方公共団体の長等は、合意(又は同意)、許認可等をしないことの違法確認の訴えを提起する(国が不合意(又は不同意)、不許可・不認可等の行為を行った場合には、その取消しの訴えを提起する)ことになる。

ア 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき

イ 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき

ウ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき

エ 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき

地方分権推進計画（抄）
（平成10年5月29日閣議決定）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

5 国と地方公共団体との間の係争処理の仕組み

地方公共団体に対する国の関与の適正の確保を担保するため、国と地方公共団体との間で係争が生じた場合に、行政内部において公平・中立な機関により処理し、さらには司法手続による解決を図ることとし、以下に示すような仕組みを設けるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 国地方係争処理委員会における審査及び勧告等

ア 審査の対象となる国の関与

国地方係争処理委員会の審査の対象となる国の関与は、権力的な又は処分性のある関与（ただし、4(1)ケに定める代執行を除く。）、4(1)エに定める是正措置要求その他これに類する関与及び法律又はこれに基づく政令（以下第2において「法令」という。）の定めるところにより地方公共団体と行う協議とする。

権力的な又は処分性のある関与とは、おおむね以下に掲げるような関与である。

- a 法令の定めるところにより、同意等を求める地方公共団体の申出等に対して行う諾否の応答
- b 4(1)ク(ウ)に定める是正措置を講ずべき旨の指示その他の法令の定めるところにより特定の地方公共団体を名あて人として直接にこれに義務を課す関与（ただし、4(1)に定める法令所管大臣が地方自治法第151条の2の手續に準じて行う是正すべき旨の指示を除く。）又は法令の定めるところによりその権限の行使を制限する関与
- c 法令の定めるところにより、地方公共団体の行為を取り消し若しくは撤回する関与又はその効力を停止する関与（ただし、行政不服審査法に基づき審査庁等として行う審査請求等に対する裁決その他これに類する関与を除く。）

イ 地方公共団体の長等による審査の申出

- (ア) 地方公共団体の長等は、その担任する事務の管理及び執行に関する国の関与について不服があるときは、国地方係争処理委員会に対し、審査の申出をすることができる。
- (イ) 審査の申出には、期間制限を設ける。ただし、協議に係る審査の申出又は同意等を求める申出等に対し諾否の応答をしない場合に係る審査の申出については、期間制限を設けない。
- (ウ) 審査の申出をしようとするときは、一定期間前までに相手方に対しその旨を通知しなければならない。
- (エ) 審査の申出は、国の関与の効力に影響を及ぼさない。
- (オ) 審査の申出は、これを濫用してはならない。

ウ 審査の手續

国地方係争処理委員会により行われる審査の手續については、基本的には一般の行政不服審査における手續に準ずる。

エ 勧告及び通告

- (ア) 地方公共団体の長等による審査の申出に対する勧告及び通告

国地方係争処理委員会は、審査の申出を不適法として却下する場合を除き、一定の期間内に、審査の結果に基づき、次のとおり勧告又は通告をしなければならない。

a 自治事務に対する国の関与（協議を除く。）については、当該関与が法令に違反し、又は著しく不当であるときは、当該関与を行った国の行政機関の長に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を審査申出人に通告し、かつ、これを公表する。

また、法令に違反せず、かつ、著しく不当でないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、審査の申出には理由がない旨を通告するとともに、これを公表する。

b 法定受託事務に対する国の関与（協議を除く。）については、当該関与が違法であるときは、当該関与を行った国の行政機関の長に対し、期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を審査申出人に通告し、かつ、これを公表する。

また、違法でないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、審査の申出には理由がない旨を通告するとともに、これを公表する。

c 協議については、審査申出人がその義務を果たしたときは、当該協議の相手方である国の行政機関の長及び審査申出人に対し、その旨を通告するとともに、これを公表する。

また、義務を果たしていないときは、当該国の行政機関の長及び審査申出人に対し、その旨を通告するとともに、これを公表する。

(イ) 勧告又は通告は、文書をもって行い、かつ、理由を付し、委員がこれに署名押印しなければならない。理由は具体的に記載しなければならない。

オ 国の行政機関の長の措置

(ア) 勧告を受けた国の行政機関の長は、当該勧告に即して必要な措置を講ずるとともに、その旨を国地方係争処理委員会に通知しなければならない。この場合において、国地方係争処理委員会は、当該通知に係る事項を審査申出人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(イ) 国地方係争処理委員会は、勧告を受けた国の行政機関の長に対し、その講じた措置についての説明を求めることができる。

カ 調停

(ア) 国地方係争処理委員会は、審査の過程において、事案が調停により解決されると判断したときは、審査申出人及び国の行政機関の長に対し、職権で調停案を提示することができる。

(イ) 調停案が双方の当事者により受諾されたときは、当該調停案の内容を内容とする勧告が、双方の当事者に対して行われたものとみなす。

(4) 裁判所における訴訟及び判決

ア 地方公共団体の長等による訴訟の提起

地方公共団体の長等は、国地方係争処理委員会に審査の申出をした場合において、次のいずれかに該当するときは、一定の出訴期間内に、国の関与（協議を除く。以下第2において同じ。）を行った国の行政機関の長を相手方として、当該関与に係る不服の訴え（関与の取消しの訴え及び関与の不作为の違法確認の訴え）を提起することができる。

a 国地方係争処理委員会が所定の期間内に勧告又は通告を行わないとき。

b 国地方係争処理委員会の勧告又は通告に不服があるとき。

c 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が所定の期間内に措置を講じないとき。

d 国地方係争処理委員会の勧告を受けた国の行政機関の長が講じた措置に不服があるとき。

イ 訴訟の種類及び判断の対象

(ア) これらの訴訟は、地方公共団体に対する国の関与に関する国と地方公共団体との間の係争に係る訴訟であり、行政事件訴訟法（昭和37年法律第137号）における「機関訴訟」の一類型であ

る。

(イ) これらの訴訟における判断の対象は、地方公共団体に対する国の関与の法律上の適否である。

ウ 裁判手続

(ア) この訴訟は、国の関与の相手方となった地方公共団体の区域を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

(イ) この訴訟は、機関訴訟の一類型として、原則的には行政事件訴訟法の規定による。

(ウ) 手続の迅速性を確保するため、以下のような規定を設ける。

a 原告に被告への出訴の通知義務を課す。

b 訴えを受けた裁判所は、訴えの提起があった日から15日以内の日をもって口頭弁論の期日と定めなければならない。

c 上告期間は一週間とする。

(エ) その他必要な事項は最高裁判所規則に委任する。

エ 判決の効果

(ア) 関与の取消しの訴えにおいて、判決により関与が取り消された場合には、当該関与が遡及的に消滅し、当事者及び関係行政機関は、同一の状況下において、同一の地方公共団体に対し、同一の関与をすることができない。

(イ) 上記の場合を除くほか、関与を取り消す判決の効果は、当事者及び関係行政機関以外の行政機関並びに一般私人と各当事者との関係には及ばない。

(ウ) 以上のほか、関与の取消しの訴えにおける棄却又は却下の判決の効果及び関与の不作為の違法確認の訴えの判決の効果は、一般の訴訟の判決の効果と同様である。